

更新日：2020年8月27日

【宿泊・貸切バス・タクシー事業者の皆さま向け】コロナ対策支援補助金

鹿児島市内の宿泊・貸切バス・タクシー事業者が、新型コロナウイルス感染症の再流行等に備えつつ、本市観光の早期回復につなげるために実施する利用者回復につながる衛生対策強化などの取組に対し、支援します。

補助対象者

次のいずれかに該当し、売上高が前年に比して減少している又は減少が見込まれ、今後も事業を継続する意思がある者で、納期の到来している市税の滞納がない者

(1)宿泊事業者

令和2年7月1日から令和3年2月28日時点で、鹿児島市内に宿泊施設を有する民間事業者又は個人事業主（以下「宿泊事業者等」という。）のうち、研修施設、旅館業法第2条第4項に規定する下宿営業又は風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者に該当しない者

(2)貸切バス事業者

令和2年7月1日から令和3年2月28日時点で、鹿児島市内に貸切バスの車庫を有する営業所等を置く民間事業者

(3)タクシー事業者

令和2年7月1日から令和3年2月28日時点で、鹿児島市内にタクシーの車庫を有する営業所等を置く民間事業者、個人タクシー事業協同組合又は個人タクシー協会

（注）本市が把握している上記の補助対象者には、6月26日（金曜日）から、申請書類を発送します。（（1）については宿泊施設宛てに発送しますので、施設所有者とご調整をお願いいたします。）

補助対象期間

令和2年7月1日（水曜日）以降の交付決定通知日～令和3年3月31日（水曜日）までの取組に係る費用

- 申請書提出期限：令和2年12月28日（月曜日）まで
- 報告書提出期限：令和3年3月31日（水曜日）まで

補助対象事業

利用者増につながる衛生対策強化などの取組

(1)業種別ガイドラインに基づく衛生対策

- 施設の消毒・清掃、衛生対策のための消耗品や備品購入・設置
- 衛生対応の広報（動画、ホームページ改修）など

(2)販売力強化に要する経費

- 広報費（広告、動画制作・放映、宣材写真）
- オンライン販売システム導入、ホームページ改修
- 研修（衛生対応や語学、接客等。参加スタッフの人件費を含む）
- 営業、販促活動のための旅費（感染状況を踏まえること）
- コンサルタント、経営相談など

(注) 詳しい補助対象経費等は、下の「申請の方法」にある「制度の概要」をご覧ください。

なお、(1)の具体例は、下記の購入やレンタル、委託に要する経費です。

- マスク、消毒液、消毒剤、清掃用品（使い捨て手袋・エプロンなど）の購入
- 清掃や消毒業務委託
- 非接触体温計、サーモグラフィー
- モバイルによるチェックインシステム
- 生体認証やモバイル端末によるキーレスシステム
- 空気清浄機
- 使い捨てスリッパや食器
- アクリル板やビニールカーテン、パーテーションなど

補助率・補助上限額

(1)宿泊事業者

- 補助率：10分の10
- 補助上限額：下記合計収容定員数に応じる

合計収容定員数	補助上限額
1～10人	5万円
11～30人	15万円
31～50人	30万円
51人～100人	50万円
101～150人	70万円
151人～200人	90万円
201人～	100万円

(2)貸切バス事業者

- 補助率：10分の10
- 補助上限額：3万円×貸切バス保有台数（最大50万円）

(3)タクシー事業者

- 補助率：10分の10
- 補助上限額：1万円×タクシー保有台数（最大50万円）

(注) 国や地方自治体、他の行政機関等から補助金を受ける、又は受けた事業についても申請可能です。国等の補助金がある場合、次の低い額が交付額となります。

- 補助対象経費から国等の補助金の額を除いた額
- 一事業者あたりの補助上限額

申請の方法

(1)申請書提出

事前の審査が必要です。事業に着手する前に、次の書類を提出してください。
提出いただいた書類をもとに審査し、補助金の交付決定及び概算払いを行います。

申請書提出期限：令和2年12月28日（月曜日）

- [交付申請書（様式1）（ワード：58KB）](#)・[交付申請書\(様式1\)（PDF：292KB）](#)・[宿泊事業者用記載例（PDF：414KB）](#)・[貸切バス・タクシー事業者用記載例（PDF：416KB）](#)
- [概算払請求書（様式7・前払い用）（ワード：39KB）](#)・[概算払請求書（様式7・前払い用）（PDF：123KB）](#)・[記載例（PDF：315KB）](#)
- 振込先口座通帳の写し
- 営業許可証の写し
- 事業の内容が分かるもの（見積書、カタログなど）
（注）様式は問いません。

- 貸切バス及びタクシーについては、鹿児島市内の各営業所等の対象車両保有台数が分かる書類（鹿児島運輸支局へ提出の事業計画（事業用自動車の数）書の写しや車検証の写し等）
- 個人タクシー事業協同組合及び個人タクシー協会については、会則及び団体の会員名簿、会員が保有する車両ナンバーが分かる書類
- 市税の猶予制度を利用している場合は、徴収猶予承認通知書（7月2日追記）
- 国・県の補助金をもらっている場合は、当該補助金の金額が分かる決定通知書等の書類の写し（7月2日追記）

(2)報告書提出

事業終了後、精算手続きのために、速やかに次の書類を提出してください。
提出いただいた書類をもとに審査し、補助金を確定します。

報告書提出期限：令和3年3月31日（水曜日）

- [実績報告書\(様式4\)（ワード：37KB）](#)・[実績報告書\(様式4\)（PDF：116KB）](#)
- [請求書（様式6・後払い用）（ワード：39KB）](#)・[請求書（様式6・後払い用）（PDF：122KB）](#)※申請時に様式7を提出済みの場合は不要
- [消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書（様式8）（ワード：30KB）](#)・[消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書（様式8）（PDF：106KB）](#)※消費税等を補助対象経費に含めて交付申請した場合のみ
- 振込口座通帳の写し※申請時に提出済みの場合は不要
- 領収書などの支払いを証明する書類の写し
- 支払明細書（請求書や納品書）等の写し

(3)参考

申請の前に下記をご覧ください、必要な手続きをご確認ください。

- [【宿泊事業者用】制度の概要・よくある質問（PDF：506KB）](#)
- [【貸切バス及びタクシー事業者用】制度の概要・よくある質問（PDF：502KB）](#)
- [鹿児島市宿泊施設等新型コロナ対策支援補助金交付要綱（PDF：187KB）](#)

提出先・提出方法

鹿児島市観光プロモーション課戦略係に、郵送により提出

その他の参考情報

- [新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践例（厚生労働省ホームページ）（外部サイトヘリンク）](#)
- [業種別ガイドライン（内閣官房ホームページ）（外部サイトヘリンク）](#)
- [鹿児島市新型コロナウイルス感染症対策支援・相談事業一覧](#)
- [宿泊施設感染防止対策支援事業（鹿児島県ホームページ）（外部サイトヘリンク）](#)

よくある質問

現在よくある質問は作成されていません。

お問い合わせ

観光交流局観光交流部観光プロモーション課 戦略係
〒892-8677 鹿児島市山下町11-1
電話番号：099-216-1510
ファクス：099-216-1320

鹿児島市役所

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号 電話番号：099-224-1111（代表）
開庁時間：月曜日～金曜日午前8時30分～午後5時15分(祝・休日及び12月29日～1月3日を除く)